

「超勤削減」周知続く 追い詰めない方が...

未来



全労協・郵政産業労働者
ユニオン長崎中郵支部
機関紙・「みらい」
NO. 4581
25年9月19日(金)
Tel・Fax 095-828-1953
文責 支部書記長

おはようございます。さて、9月で上半期が終わり、来月からは下半期に入ります。このころミーティング等で超勤の多い社員について超勤を削減するよう周知がなっています。

年間の時間外労働（休日労働は含まず）の上限は、原則として、月45時間・年360時間となっています。ここまでは45時間を超えた社員はいませんが、年360時間を上回るペース（9月末で180時間超え）の社員がいます。

年間360時間を超えると法令違反となるため長中局はユニオンとの定例窓口でも「年間360時間」を超えることがないように注視、指導していくとしています。

そもそも、超勤については属人的な部分があり、

郵便物の減少により、数字上は平常物数を下回る日が多くなりました。管理者は数字だけでその日の業務を判断しがちですが、降雨などの悪天候や、ポストに入らない郵便物などが数多くあれば時間もかかります。



配達が他の人より遅い社員は当然、超勤が多くなります。また、ゆうパック配達を含む混合担務が多い社員などは日勤での16時～18時対応や中勤での19時～21時対応など超勤ありきでの担務となっていて、超勤が多くなっている実態があります。

これらの事は長中局も当然把握しているはずで、配達が遅い社員の超勤を削減するには、業務運行が重要になってきます。また超勤ありきの担務については、長中局が適正な要員を配置しなければ改善とはなりません。

ただ単に「超勤を削減するように」と言われても、仕事が終わらないから超勤になるので個人には限界があり、業務運行による助けが必要です。

助けがなく、「郵便が少ないから今日は定時で」と言われれば、どうすればよいのでしょうか？

休憩時間を削る？
（もちろんきちんとして取得したと申告）

走って配る？（今日も走れるかな。足痛いな、どうしよう）

毎日言われるの嫌だな。他に方法ないかな？

このような心理から犯罪は生まれます。超勤削減は、時間数を追うより、要因・原因を探り対策をとることが重要です。注視、指導しているというなら叱責でない、改善につながる指導を見せてもらいたいものです。

許可

先日、福岡の組合員から「職場でサングラスが支給」との話を聞きました。併せて、日本郵便が熱中症対策として強い日差しから目を保護するためサングラスの着用を許可したという話も聞きました。

サングラスに関しては、私自身、数年前に着用していたところ、当時の管理者から「サングラス着用禁止」との指導をうけました。

た記憶があります。今年から着用が許可されたのでしょうか。

調べてみると3か月も前の6月2日に熱中症対策の一環として会社がサングラスの着用を許可していました。紫外線が身体に与える影響も考慮して方針が変わったのは良いことです。長中局ではサングラスをかけている社員は少数ですが、周知は行ったのでしょうか。行ったというならば、周知方法の検証も必要と考えます。



告示

郵政産業労働者ユニオン長崎中央郵便局支部規約により、第14回支部定期大会を以下のように開催します。

記

名称：郵政産業労働者ユニオン
長崎中央郵便局支部第14回定期大会

日時：2025年10月11日（土）13時30分から

議題：1号議案
2024年度の活動総括、2025年度の活動方針提案
2号議案
2024年度の会計報告、2025年度の財政方針提案

以上告示します

2025年9月18日
郵政産業労働者ユニオン長崎中央郵便局支部
支部長 山田武明

サングラス着用

た記憶があります。今年から着用が許可されたのでしょうか。

調べてみると3か月も前の6月2日に熱中症対策の一環として会社がサングラスの着用を許可していました。紫外線が身体に与える影響も考慮して方針が変わったのは良いことです。長中局ではサングラスをかけている社員は少数ですが、周知は行ったのでしょうか。行ったというならば、周知方法の検証も必要と考えます。

